

一般社団法人日本キャリアデザイン学会研究助成事業規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第5条に基づき、若手研究者等の研究を奨励し、支援するための助成事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 本事業は、若手研究者等を対象に、キャリアデザインに関する研究を募集し、応募のあった研究の中から、成果の新奇性、汎用性が期待できると認められるものを奨励研究として採択し、その研究費の助成を行うものである。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる若手研究者等は、年齢にかかわらず、本学会の会員であって、以下の要件のうち一つ以上を満たす者とする。

- 一 大学院生
 - 二 研究を目的とする機関に正規雇用の研究者として所属している者を除く者
- 2 ただし、以下のいずれかに該当する者は、本事業に応募することはできない。
- 一 応募時点において本学会以外の機関から研究費の助成を受けている者
 - 二 過去2年間に本事業に応募し、奨励研究として採択された者（採択後にこれを取り消された者を含む）

(研究期間)

第4条 研究期間は1年間とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、原則として1件あたり30万円以内とする。ただし、理事会が認めた場合は、研究助成事業の予算の範囲内で、これを上回る金額を助成することができる。

(採択された者の義務)

第6条 本事業に採択された者は、以下の義務を負う。

- 一 本学会研究大会における研究成果の発表
- 二 学会誌「キャリアデザイン研究」への研究成果の投稿
- 三 研究結果を記載した報告書、助成金の適正な管理、用途に関する計算書類及び証拠書類の提出

四 上記一、二、三のいずれかが、期限までに履行されなかった場合は、奨励研究の採択を取り消すことができる。採択が取り消された場合は、助成を受けた者は、30日以内に交付を受けた助成金の全額を返還しなければならない。

(事務局)

第7条 本事業の事務は、研究大会企画委員会が担当する。

2 助成対象の選考は、研究大会企画委員会の議を経て、理事会が決定する。

3 本事業の実施に必要な事項については、研究大会企画委員会が定め、理事会が承認する。

(改定)

第8条 本規程の改正は、研究大会企画委員会の議を経て、理事会の決議によって行う。

(付則)

1 本規程は、2019年8月10日より施行する。